

三 退職手続の履行

以上の申し渡す旨を前年実施せられたりた。同趣旨を二報位上、解任反対、労働組合加入自由の三を俾たけだ、おがま、三ヶ條の要部は三労働者の根本問題であるから、このが貴職のためにはおが組合は官制と建設の總罷業に移動する準備があるのだ、勝利は我等の勝利だ、

大東の資本金は昨年のまゝやけり三を解任しておまけに組合の（京北支部）を漢した事七かておが組合の獲得した労働条件を奪は去った資本家だおが組合は二の橋上労働者職をた、けり要部も貴職し大東工業の行事業を二二因に銘板や建設、かく力な組合支部とするはなれぬだ、

所長は大東の労働者を勝たせろ!!

総同盟の責えと運営俾たけな

大東銘板、建設の共同斗争の方

日本労働組合同盟

東京北都労働組合

三ヶ條の要部

労秘第七五〇号

昭和四年四月十日

警視總監 宮田光雄

4. 13
481

内務大臣望月圭介殿
社会局長官殿
京都大阪神奈川各府縣知事殿

大東工業労働争議（全社並尾久署糾弾）演説會ニ関スル件

要旨 聴衆約二百五十名原虎一外十四名ノ演説アリ中止五名アリタルカ持記スヘキ事故ナク散会セリ